

評価証明書、公課証明書 必要書類等

(東松島市:令和7年7月～)

申請者	申請できる資産	評価 証明	公課 証明	必要書類等
所有者【個人】 ※同一世帯員を含む ※同じ住所地で別世帯は代理人【個人】となる	所有している資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類※1 (3)証明手数料(土地3筆まで300円、家屋3棟まで300円、3筆、3棟を超えるとときは1筆、1棟増すごとに100円加算)
所有者【法人】 ※代表者が来庁	所有している資産	○	○	(1)申請書 (2)代表者の本人確認書類 (3)証明手数料
所有者【法人】 ※従業員等が来庁	所有している資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)法人から従業員等への委任状原本 (4)証明手数料
代理人【個人】	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)所有者から個人への委任状原本 (4)証明手数料
代理人【法人】 ※所有者が法人に委任し、当該法人の従業員等が来庁	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)所有者から法人への委任状原本※2 (4)委任法人の従業員証または法人からの委任状 (5)証明手数料
代理人【司法書士等事務所】 ※所有者が司法書士等に委任し、補助者が来庁	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)納税義務者等から司法書士等への委任状原本 (4)司法書士の補助者と分かる証または司法書士からの委任状原本 (5)証明手数料
弁護士・司法書士 (全国統一様式による申請)	当該目的の資産	○	×	(1)申請書(全国統一様式)※3 (2)事務員等を使用者として申請する場合には、補助者証、事務員証、又は「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書 (3)来庁者の本人確認書類 (4)証明手数料
相続人	所有者から相続した資産	○	○	(1)申請書 (2)申請者の本人確認書類 (3)所有者の死亡及び相続関係が確認できる書類(戸籍謄本・遺産分割協議書等) (4)証明手数料

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価 証明	公課 証明	必要書類等
宅地建物取引業者	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類及び契約を締結した法人従業員証 (3)証明取得委任について記載された有効期限内の媒介契約書※ ⁴ (原本提示及び写し提出) 又は 所有者から宅地建物取引業者への委任状原本 (4)媒介契約書の原本を提示できない場合、その写し提出及び宅地建物取引業者から来庁者への委任状原本 (5)証明手数料
1月2日以降に所有者となった方【売買】	所有している資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)申請日時時点で所有者であることが確認できる書類 ※所有権移転が確認できる登記簿登記事項証明書等 ※未登記物件は、売買契約書と全額分の領収書等 ※売買契約書のみ場合は委任事項の記載が必要 (4)証明手数料
相続財産管理人	相続財産管理の対象となる資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)相続財産管理人に選任されたことが確認できる書類 (相続財産管理人選任の審判書謄本等) (4)証明手数料
納税管理人	納税管理の対象となる資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)証明手数料
包括受遺者・遺言執行者	所有者から相続した資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)遺言書(公正証書によらない場合は、遺言書情報証明書又は家庭裁判所の発行する検認済証明書も必要。) (4)遺言執行者選任審判書(家庭裁判所から選任された場合のみ) (5)証明手数料
成年後見人	被成年後見人の所有する資産	○	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 (4)証明手数料

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価 証明	公課 証明	必要書類等
保佐人、補助人	被保佐人、被補助人の所有する資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)来庁者の本人確認書類 (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明の請求権の記載があるものに限る。 (4)証明手数料
判決による登記申請者【確定判決】	所有している資産	○	×	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)確定判決の正本 (4)判決確定証明書 (5)証明手数料
競落人【競売】	当該目的の資産	○	×	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)次の①～③のうちのいずれか ①代金納付期限通知書 ②売却許可決定謄本 ③差引納付代金の記載のある配当期日呼出状 (競落人が債権者の場合) (4)証明手数料
競落人【公売】	当該目的の資産	○	×	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)公売担当部局からの依頼文 又は 売却決定通知書 (4)証明手数料
訴訟等の申立人 (申立て手数料の算定に使用)	当該目的の資産	○	×	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)訴状、申立書等の写し (4)申請者が申立人でない場合は、委任状(原本) (5)証明手数料
任意競売の申立人 (担保不動産競売)	当該目的の資産	×	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)申立書の写し(添付書類含む) (4)担保権の存在を証する文書 担保権の記載のある登記事項証明書担保権の存在を証する 確定判決担保権設定契約書、担保権の存在を証する公正証書等 (5)申請者が申立人でない場合は、委任状(原本) (6)証明手数料

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価 証明	公課 証明	必要書類等
強制競売(強制管理) の申立人	当該目的の資産	×	○	(1)申請書 (2)来庁者の本人確認書類 (3)申立書の写し(添付書類含む) (4)執行力のある債務名義の正本(郵送請求の場合写し可) (5)申請者が申立人でない場合は、委任状(原本) (6)証明手数料
借地人	賃借している土地	○	○	(1)申請書 (2)申請者の本人確認書類 (3)申請日時点で借地人であることが確認できる書類 (賃貸借契約書、地代家賃領収書等) 又は 所有者本人からの委任状(原本) (4)証明手数料
借家人	賃借している家 屋とその敷地	○	○	(1)申請書 (2)申請者の本人確認書類 (3)申請日時点で借家人であることが確認できる書類 (賃貸借契約書、地代家賃領収書等) 又は 所有者本人からの委任状(原本) (4)証明手数料
固定資産の処分す る権利を有する者 として地方税法に定め られた方(管財人等)	当該資産	○	○	(1)申請書 (2)申請者の本人確認書類 (3)選任されたことを明らかにできる書類例) 選任証する裁判所 からの書面資格証明書 (4)登記事項証明書 (5)証明手数料

※1:運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証 など

※2:委任状の受任者が(株式会社〇〇や、△△株式会社 代表取締役 ××)は、従業員証の提示及び再委任状等で
取得可。(株式会社〇〇 社員◎◎)は社員本人以外不可。

※3:訴えの提起・仮差押の申立て・仮処分の申立て・調停の申立て・借地非訟の申立てを行う場合のみに限られます。

※4:媒介契約書に記載のある不動産についてのみ申請ができます。有効期間を更新している場合は、①媒介契約書と
同一の委任者の押印があり、②契約締結日、対象物件、委任者及び受任者等の記載により、当該契約の有効期間を更
新していることがわかる「媒介契約更新申出書」等(有効期間内に申請日を含むもの)の書類を併せてご提示ください。